

令和6年10月30日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の2件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 松浦、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	経口補水液	DAKARA (ダカラ) 経口補水液	サントリー食品 インターナショナル株式会社	8010401080079	この商品は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐を原因とした脱水状態時に用いることが適しています。	第2024012号
2	経口補水液	CAINZ (カインズ) 経口補水液	株式会社カインズ	3070001006474	本品は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態に適した経口補水液です。	第2024013号